

## 令和6年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録

日 時	令和6年6月24日（月）14時00分～16時00分
開催場所	横浜市役所 18階会議室（みなと6・7）
出席者	門谷委員、梅原委員、矢村委員、熊坂委員、白石委員、倉澤委員、水野委員、服部委員、西尾委員、鈴木委員、宮越委員、鈴木委員、高木委員、新井様（森下委員代理）
欠席者	藤井委員
開催形態	公開（傍聴者1名）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委員紹介</li> <li>3 会長及び職務代理者の選出 （横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱）</li> <li>4 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会の体制について（都市整備局都市交通課）</li> <li>5 協議事項 （1）横浜市福祉有償移動サービス運営指針改定について （2）道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議（11団体） （3）道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議（4団体）</li> <li>6 報告事項 （1）道路運送法第79条登録団体の変更報告について （2）福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について （3）横浜市福祉有償移動サービス輸送実績について （4）令和5年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録</li> </ol>
決定事項	<b>決定事項</b> ・協議事項(1)から(3)までについて協議が調った
議 事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委員紹介</li> <li>3 会長及び職務代理者の選出 （事務局）委員の任期満了に伴う改選があった。改めて、会長及び職務代理者の選出を行う必要があるが、いかがか。 （熊坂委員）前回から引き続き、ぜひ西尾委員を会長に推薦したい。 （事務局）熊坂委員から前回から引き続き西尾委員に会長をお願いしたいという意見があった。いかがか。 （委員）異議なし。 （事務局）西尾委員に当協議会の会長をお願いしたいと思う。それでは、当協議会運営要綱第5条第2項に基づき、会務は会長が総理することとなっている。ここからの進行は、西尾会長にお願いする。 （西尾会長）今期も会長を務めさせていただくことになった。横浜市福祉有償移</li> </ol>

動サービス運営協議会には重要な役割がある。さまざまな立場にいる方、移動交通を推進させる事業者の立場の方や権利として移動が保証されなければならない方、また相談支援をされる方が集まり、よりよい高齢者や障害者の移動を実現させていくために、みなさんからの意見を十分に伺い、前回の運営協議会での課題等をいただいたが、みなさんからの声をまとめていきたいと思っている。引き続き協力をお願いしたい。それでは、運営協議会運営要綱第5条第3項に、「会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。」となっている。横浜市健康福祉局地域福祉保健部長の高木委員にお願いをしたいと思うが、いかがか。

(委員) 異議なし。

#### 4 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会の体制について

(西尾会長) 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会の体制について、国からの通知に基づいて、体制を統合したという説明であった。質問や意見等あるか。

(白石委員) 統合するメリットは何かあるのか。

(事務局) これまでも、当運営協議会と「横浜市地域公共交通活性化協議会」は情報共有はしていたが、個々に独立して運営してきた。しっかりと(連携した)体制として位置付けることで、それぞれの部会で議論を横連携し、情報共有し、全体で政策議論していくことに意義があると思う。

(白石委員) 情報を共有するだけか。

(事務局) まずは情報を共有することから始め、全体としてどこまで動議をするかを検討していきたい。

(白石委員) 公共交通機関と個別移動を一緒にするのは無理があると思う。

(事務局) 全体としてはこの体制で運営していくが、福祉分野の移動にかかわるものについては、引き続きこの運営協議会で協議していただく。イメージとしては、これまでも公共交通で福祉分野もとらえていたが、高齢化が進む中で公共交通ではサービスが届けづらい部分や移動を促進することで介護予防につながるなど、交通全体として考えていくことも増えている。白石委員のご意見のとおり、都市整備局都市交通課で福祉の移動サービスを議論することはなかなか難しいが、市民の方に幅広く支援ができるかを考えていかなければいけないと思う。一体化して、すべての部分を検討することは難しいが、隙間の部分を少しでは減らせるよう議論できればと思う。

(白石委員) 公共交通機関の活性化ということで一番の問題はドライバー不足だと考えるが、そのことは解決できるのか。

(事務局) 公共交通の大きな課題の一つとして運転手不足が挙げられる。バスやタクシー事業でも運転手不足が課題となっている。運転手を増やしていくということは施策として難しいが、例えば、バス路線であれば、長距離路線の効率化を検討することや、バス路線を再編し

ながら限られた運転手でサービスを持続していくことをバス事業者と議論していくという取り組みを現在行っている。

(白石委員) 福祉有償運送がどう絡んでいくのか。

(事務局) 今までは、それぞれの協議体が独立して運営していたため、組織立って横連携がなされていなかった。今回、一本化されたことで、交通施策の課題を共有していくことが大事になってくる。その中で、福祉有償移動サービス運営協議会でも何ができるか、今後この体制の中で考えていくことが一番の目的である。まずは公共交通と課題を共有・認識することから始めていきたい。

(白石委員) 頑張ってください。

(西尾委員) 運営協議会の名称や事務局の変更はなく、全体としてこのような体制の位置づけになっていくということだ。高齢者や障害者の移動の確保についての議論もしていきたいと委員の皆さんから積極的な意見もあったが、この協議会の役割としては、実施団体の登録や料金の協議を調べていくことが中心である。全体の中で、運営協議会の位置づけが示されることで、情報共有し、当運営協議会から公共交通に向けて提言等も将来的には可能になってくるのではないかと感じる。この点については、報告事項に近い内容であると思う。これから運営の中で、良い情報共有を行いながら進めていければと思っている。

## 5 協議事項

### (1) 横浜市有償移動サービス運営指針改定について

(西尾会長) 国の通知に伴って、横浜市福祉有償移動サービス運営指針を改定するということだが、この点について質問や意見等はあるか。運送の対価が1/2から8割になるというところは、大きな変更点であるかと思う。

(白石委員) 1/2から8割に変更になった点がよく分からないため、説明をお願いしたい。

(神奈川運輸支局) 資料5をご覧いただきたい。令和5年12月28日付通知「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いに係る考え方について」の中で、タクシー運賃の約8割であることが対価設定の目安の基準として示された。背景としては、福祉有償実施団体から「運営していくうえで費用的に苦しい思いをしている」との話があることや昨今の物価の上昇などが背景にある。運転者が不足しているという課題がある中で、費用面でカバーできればという背景がある。上限8割ということではあるが、通知に記載されている費用を確認していただきたい。実際に発生する費用がいくらあるため、対価の変更申請をしていただきたい。約8割まで上げられるという考え方ではなく、利用者の負担にも影響することなので、根拠となる費用の説明をしていただいた上で協議に諮るのが良いと思う。

(白石委員) タクシー料金の改定と連動するものではないのか。

(神奈川運輸支局) タクシーは、タクシー事業者等の要望等で不定期に改定している

が、今回の内容は、タクシー料金に連動したものではない。

(白石委員) 車両の種類については、セダン等に貨物車両が利用可能となっている。この点について説明をお願いしたい。

(神奈川運輸支局) この変更は、国から令和2年11月27日にでた事務連絡の通知で、それ以前は「貨物運送の用に供する自動車を除く」という記載があったが、この記載が削除された。以前の変更通知のため、背景等の説明資料が今は手持ちでない。セダン型の車両で貨物運送の用に供する自動車というものは一般的にない区分である。そのため、整理をした形の改正になると思う。

(白石委員) よく分からない。

(神奈川運輸支局) 貨物用の自動車に、車いす等を乗せるスペースがない訳でない。貨物用とは言え、座席は備えてある。有償運送を必要とされる方が利用することはできるため、あえて除外する必要はないという理由から削除したのではないかと考える。有償運送で利用できない車両ではない。

(白石委員) よく分からない。

(熊坂委員) 4ナンバーの車両で車いすを乗せる場合もある。だから対象としたのではないか。

(神奈川運輸支局) 利用することに不都合がないということである。

(事務局) 4ナンバーの車両でも、5ナンバーの車両でも、見かけ上はステーションワゴンのような形状をしているものがある。この通知ができる前は、貨物用で登録されている車両は使用することができなかった。一定のスペースが確保されて、利用者の方を安全に乗車させることが確認できれば登録することができるという内容の通知である。

(白石委員) ワゴン車のことか。

(事務局) 貨物登録しているライトバンがある。

(白石委員) 4ナンバーとは何か。

(事務局) 貨物用に登録している車両は、4または6から始まるナンバーとなる。乗用車の場合は、3または5、7から始まるナンバーで、見かけでは乗用のものと同じような形状の車両がある。その車両も国の通知では利用ができるという内容になる。

(白石委員) 了解した。

#### 【イメージ写真】



ステーションワゴンのような形状の車だけを指すのではなく、1BOXタイプや2BOXタイプのボディーもライトバンに含まれます。

- (服部委員) タクシー料金の約8割と書いてあったが、4割や6割ではどうか。
- (神奈川運輸支局) 上限が8割であって、必ず8割にしてくださいということではない。
- (服部委員) 「約8割であること」という記載されている。この記載では8割にしないといけないのではないか。
- (事務局) 営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることを原則とすることを前提に、事業者が対価を設定する際の目安としてこの数字を確認し、料金変更申請時等に検討していただくための数字である。
- (服部委員) 今までほとんどの団体が1/2の範囲内でやってきた。突然8割になることはどうなのだろうか。
- (神奈川運輸支局) 利用者にとっては、今まで1/2の範囲の対価が上限8割となってしまったので負担になってしまう。利用者と福祉有償実施団体間でコミュニケーションをとりつつ、理解してもらえよう料金を検討していただければと思う。団体運営が赤字になり、運営が立ち行かなくなってしまうと、利用者の移動の選択肢がなくなってしまう。それらのことを考慮して、制度上は8割まで対価の設定ができるようになった。
- (服部委員) 「タクシー料金の約8割であること」という表現が気になった。実施団体の中には、約8割でなくても大丈夫であるという団体もあると思う。「約8割」ではなく、「〇割から〇割であること」等の表現の方がより良いのではないか。
- (神奈川運輸支局) この通達を見ると「約8割であること」と言い切っているため、8割前後以外の対価は認めないという意味にも読めてしまうところは否めない。
- (熊坂委員) 詳細な料金の説明をする団体は少ないと思う。「うちはこの料金でやっています。納得がいけないなら他にお問い合わせください。」という団体もあれば、利用者のことを考えて料金の設定を検討する団体もある。今、説明があった通り、文章の解釈は難しい。団体と利用者が話し合い、検討できる関係が良いと思うが、利用者はなかなか言えない。実施団体が利用者の状況も考慮し、料金の設定を検討することが望ましい。条文そのものは大きな問題ではない。
- (白石委員) 約8割だと誰も利用しない。また事業者の方も、約8割だと儲かると思い、参入してくるところも多いと思う。約8割というのは問題があると思います。
- (西尾会長) 国からの改正の通知が発出されたことによって、横浜市福祉有償移動サービス運営指針の改定ということだが、説明があったとおり、上限8割という運用ではあるが、根拠となる費用の説明ができることすること。福祉有償運送は重要であるが、全国的にも車両台数は増えていない。非営利の移動支援のネットワークが国に要望をしていたということも聞いている。そのような背景があ

り、各運輸支局がヒアリングを行い、現状を把握した上で、このような方向性を示したのではないかと聞いている。パブリックコメントも募った上で、あまり否定的な意見はなかったと聞いている。

(白石委員) 自分の経験から、料金設定において、上限が最低限になってしまおうと思う。

(西尾会長) このあと、料金変更申請の協議がある。いただいた意見等を踏まえ、協議してもらいたい。実態の把握をしていく必要があると思う。他に意見等がなければ、運営指針の改定については協議が調ったということによろしいか。

(白石委員) 国が決めたことだから仕方がない。

(西尾会長) 国の通知を基に、横浜市福祉有償移動サービス運営指針を改定することについては協議が調った。

## (2) 道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議(11団体)

(門谷委員) 今回11団体から料金変更申請が出ているが、今回の国からの通知等は周知されているのか。どのくらい団体がこの通知について知っているのか。全団体に周知し、それで11団体が申請してきたのか。

(事務局) 全団体にこの通知等については周知している。そのうえで、今回11団体から申請があった。相談はいくつかあった。通知が発出され、今回が初めて開催される運営協議会である。他の団体は、今回の運営協議会の結果を踏まえて検討するかもしれない。

(西尾会長) 実施団体も慎重に検討している段階かもしれない。他はいかがか。

(鈴木委員) 今回、料金変更の内容を確認すると内容が様々である。運送の対価についても、国の通知が裏打ちになっていると思うが、前年度と比較すると大きく変わっている印象である。対応距離が短くなり、料金も上がっている感じがする。利用者にも影響がありそうだ。

(西尾会長) 公的な補助金等がある事業ではない。非営利で、共助のしくみをサポートするかたちで認める運送になる。基本的には、利用者が実費を負担する形になるため、料金があがることは負担が増えることになると思う。その他、意見等あるか。意見等ないようであれば、申請のあった11団体の料金変更については、協議が調ったという事によろしいか。

(委員) 異議なし。

## (3) 道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議(4団体)

(西尾会長) 有効期限を迎える4団体について、事務局から説明があった。意見等あるか。

(西尾会長) 意見等がなければ、協議が調ったということによろしいか。

(委員) 異議なし。

## 6 報告事項

**(1) 道路運送法第79条登録団体の変更報告について**

(西尾会長) 軽微な変更届出の報告であった。

**(2) 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について**

(西尾会長) 令和6年1月から5月まで、令和6年度第2回の運営協議会更新対象団体を中心に確認訪問をした結果の報告であった。

**(3) 横浜市福祉有償移動サービス輸送実績について**

(西尾会長) 令和5年度の実績報告と8年間の記録の報告であった。この資料からも減少傾向にあることが分かる。運営の厳しさも実績に表れているように思う。減少傾向にあることは心配状態である。おそらくニーズは多くあると思うが、福祉有償運送でカバーされる領域が狭まっている理由は、ガソリン代の高騰や運転者不足が大きな原因になっていると思う。今回の国の改定も、このような背景があつてのことだと思う。運送の対価の値上げに伴い、利用控えがあるかもしれない。必要性に対応できていけないという点で、大変難しい問題だと思う。

**(4) 令和5年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録**

(西尾会長) 前回の協議会の報告であった。その他、何もなければ議事は以上である。

(終了)